

申請受付及び有効期限設定に関する特例措置の件

1. 申請受付及び指定証有効期限設定に関する特例措置の件（工業会指定試験所委員会承認事項）
指定証の発行管理業務を円滑に実施すべく、下表の特例措置を設置したくご承認願います。

(1号議案)

特例措置 (識別番号)	内容
申請受付に関する 特例措置 (JLMA-特 003)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特例措置の対象 工業会指定試験所制度に関する規則 簡条3で規定する、試験所の指定に関する条件及びその運用を対象とする。 2. 特例措置の実施時期 2018年11月22日（木）～2019年3月29日（金）（申請受付終了日） 3. 特例措置の内容 工業会指定試験所制度に関する規則における次の規定を緩和する。 a) 3.2 e), f), h)で規定する申請書類の提出時期を緩和して、提出完了日の報告を以て後日の提出を認めます（現行は同時提出が必要）。 b) 3.3 b), c)で規定する審査スケジュールの起点を、全申請書類の提出完了日に変更します（現行は申請日を適用）。 4. 特例措置の適用方法 申請受付、審査において弾力的に適用する。 5. 特例措置の効果 制度収束スケジュールの中で、申請を希望する試験所をキャッチアップが可能となり、試験所の増強が期待できる。

(2号議案)

特例措置 (識別番号)	内容
指定証有効期限 設定に関する 特例措置 (JLMA-特 004)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特例措置の対象 工業会指定試験所制度に関する規則 簡条6で規定する認定プログラムを用いない申請による指定証の有効期限を対象とする。 2. 特例措置の実施時期 2018年11月22日（木）～制度終了日 3. 特例措置の内容 現行の有効期限（3年）を、制度終了日に整合する。 4. 特例措置の適用方法 該当する指定証の有効期限に適用する。 5. 特例措置の効果 制度収束スケジュール及び指定証有効期限の不整合を改善することで、指定試験所の担保を確実にすることができる。

2. 特例措置設定の理由及びその背景

- A) 制度の収束方針について、第20回工業会指定試験所委員会の承認後、工業会HP等で周知を図った結果、2019年度末にわたって5~6試験所の申請希望があり、現行制度の中では申請受付期間（2018年度末）において対応することが困難となるため、申請及びその後の審査手続きなどにおいて弾力的な対応を図ることが必要となっている。
- B) 上記申請希望者の中には、制度が指定する公的認定プログラム（JNL A登録制度など）の認定を取得していない試験所がある。この試験所が指定を受けた場合、指定証の有効期限が制度収束スケジュールを超え問題となるため、是正を可能とする措置を講じる必要がある。
- C) 上記の特例措置により、指定を希望する試験所のキャッチアップを確実にするとともに、制度収束に向けて適切な運用を図れることを、分科会において確認している。

以 上